

「生駒市法令遵守推進条例の一部改正（案）」説明資料

1. 条例改正の経緯と趣旨

近年、社会的にカスタマーハラスメントが問題視される中、本市で実施した「ハラスメントに関するアンケート調査」の結果を踏まえ、市職員に対するカスタマーハラスメント対策として、不当要求行為への適切な対応を明確にするものです。

また、コンプライアンス体制の一環として設けている公益目的通報制度（内部通報制度）に関し、匿名による通報や運用状況の公表事項について、公益通報者保護法に係る国の内部通報ガイドラインに準じた取扱いとし、運用強化を図るものです。

2. 改正の内容

(1) 不当要求行為への対応

- ① 不当要求行為への適切な対応を行い、良好な職場環境の形成に資することが本条例の目的のひとつであることを規定します。
- ② 何人も職員に対して不当要求行為をしてはならないことを規定します。
- ③ 不当要求行為かどうか判断できない場合には、生駒市法令遵守委員会に諮問するものとしていますが、委員会において、要望等が不当要求行為に該当するかどうか及び当該不当要求行為に対して講ずべき措置について答申することを規定します。また、明らかな不当要求行為に対して講ずべき措置について、委員会に諮問ができるることを規定します。

(2) 公益目的通報制度の運用強化

- ① 匿名による通報を実名による通報と同等の取扱いとします。
- ② 毎年度公表する運用状況について、通報件数だけでなく通報事案の概要も対象とします。

3. 施行期日

令和8年4月1日

生駒市法令遵守推進条例新旧対照表（案）

現行	改正案
(目的) 第1条 この条例は、職員の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益の保護に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、職員の職務に係る法令等の遵守、倫理の保持及び不当要求行為への適切な対応のための体制を整備し、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益の保護及び良好な職場環境の形成に資することを目的とする。
第4条 略	第4条 略 <u>(不当要求行為の禁止)</u> <u>第4条の2 何人も、職員に対して不当要求行為をしてはならない。</u>
(不当要求行為に対する措置) 第10条 市長は、明らかに不当要求行為があったと認めるときは、当該不当要求行為を行った者に対する書面による警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずるものとする。	(不当要求行為に対する措置) 第10条 市長は、明らかに不当要求行為があったと認めるときは、当該不当要求行為を行った者に対する書面による警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずるものとする。 <u>この場合において、市長は、当該不当要求行為に対して講ずべき措置について必要があると認めるときは、委員会に諮問することができる。</u>
2~4 略	2~4 略 5 <u>委員会は、前項の規定による諮問があつたときは、審査を行い、当該要望等が不当要求行為であると認めるときはその旨及び当該不当要求行為に対して講ずべき措置を、不当要求行為であると認められないときはその旨を市長に答申するものとする。</u> 6 <u>市長は、前項の規定による答申を受けたときは、これを尊重して、当該要望等に対して必要な措置を講じなければならない。</u>
(公益目的通報) 第11条 職員等は、 <u>公益目的通報をするときは、実名により行うものとする。ただし、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を委員会に示すときは、この限りでない。</u>	(公益目的通報) 第11条 職員等は、 <u>公益目的通報をすることができる。</u>

(運用状況の公表)

第17条 市長は、記録した要望等及び公益目的通報の件数その他この条例の運用の状況を毎年度公表するものとする。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、記録した要望等の件数並びに公益目的通報の件数及び概要その他この条例の運用の状況を毎年度公表するものとする。